

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 感染症対策実施要領

1 趣旨

この実施要領は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会防疫対策要項に基づき、県及び会場地市町村が相互に連絡調整を図り、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ（以下「国スポ・障スポ」という。）において、県、会場地市町村、関係機関・団体等とともに実施する感染症対策に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 実施内容

(1) 広報活動

ア 広報の内容

(ア) 手洗いの励行等基本的な感染症対策

国スポ・障スポに参加する選手・監督・役員、視察員、報道員及びその他の関係者並びに一般観覧者（以下「国スポ・障スポ参加者等」という。）に対し、手洗いや適切なマスク着用を含む咳エチケット、換気の徹底等の基本的な感染症対策を周知し、正しい知識の普及及び意識の啓発を図る。

(イ) 国スポ・障スポ期間中に流行する可能性が高い感染症の予防対策

国スポ・障スポ参加者等に対し、最新の感染症発生状況に係る情報提供及び流行が予測される感染症に係る注意喚起を行う。

イ 活動の内容

(ア) 県

県は、県感染症対策主管課と連携し、次により広報活動を実施する。

- 啓発用ポスター・リーフレット等の作成・掲示、市町・関係団体等への配布
- テレビ、ラジオ、広報誌、ホームページ等県広報媒体を活用したPR
- 県ホームページへの掲載

(イ) 会場地市町村

会場地市町村は、保健所（宮崎市保健所を含む。以下同じ。）及び市町村担当課と連携し、次により広報活動を実施する。

- 県が作成した啓発用ポスター・リーフレット等の配布・掲示
- 広報誌、ホームページ等市町村広報媒体を活用したPR
- 各種講習会及びイベント等を活用したPR

(2) 感染症予防に関する衛生備品の配備

県及び会場地市町村は、以下の分担により、国スポ・障スポ期間中における感染症の発生予防及びまん延防止のため、各会場の入り口や手洗い設備等に、必要に応じて手指消毒液等の衛生備品を配備する。

ア 県

国スポ・障スポの開・閉会式会場
障スポの競技会場・練習会場

イ 会場地市町村

国スポの競技会場・練習会場

(3) 感染症発患者の発生時の措置

保健所は、国スポ・障スポ参加者等に感染症患者（感染症の予防及び感染症の患者

に対する医療に関する法律に規定する感染症等)が発生した場合は、必要に応じて感染の拡大防止のための指示・助言を行い、まん延の防止に努める。

(4) 緊急連絡体制の整備

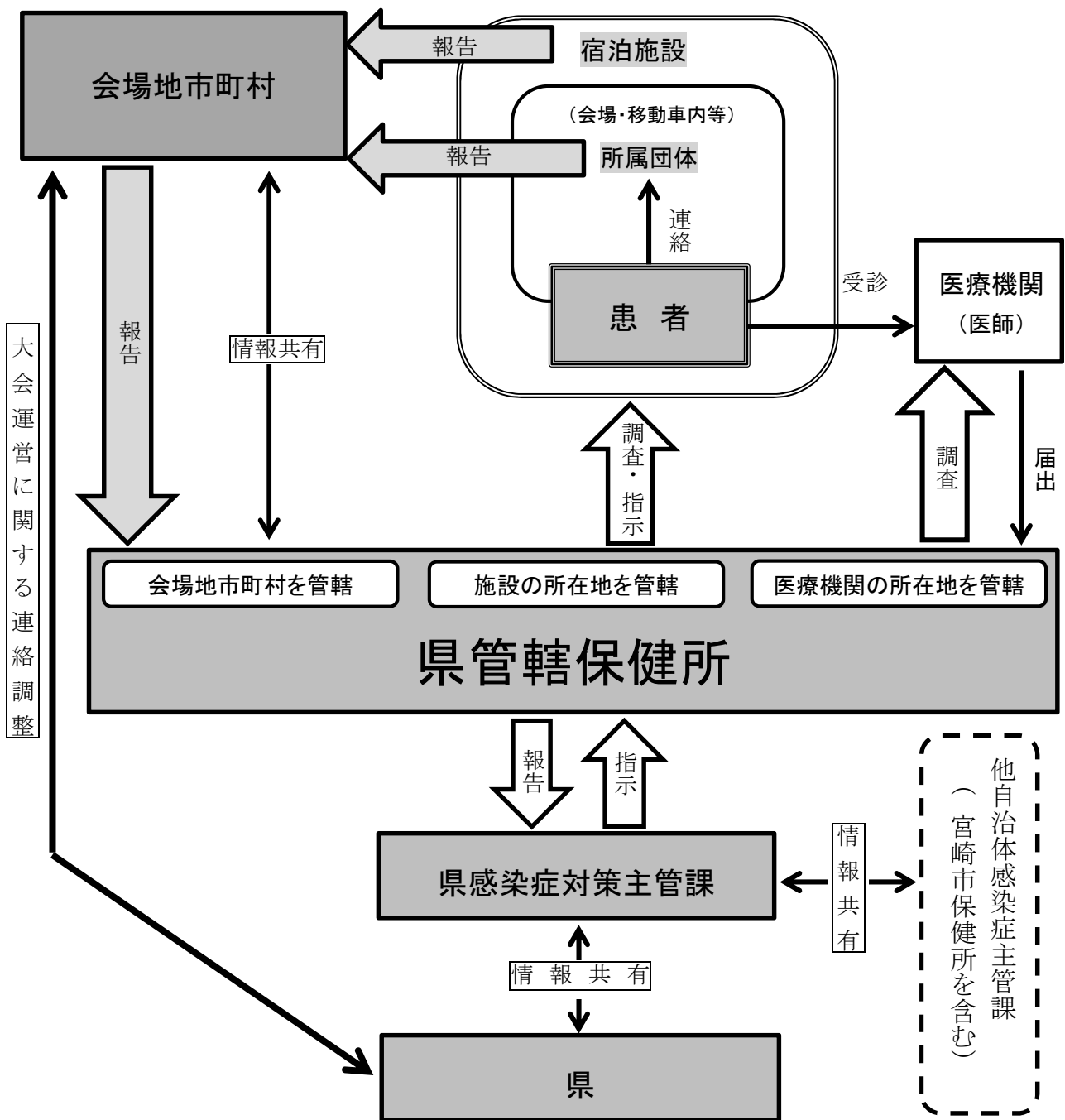
国スポ・障スポ期間中における感染症の発生に備え、そのまん延を防止するため、別記により緊急連絡体制を整備する。

3 その他

(1) 新型インフルエンザ等への対策については、県及び市町村が別に定める行動計画及びマニュアル等によるものとする。

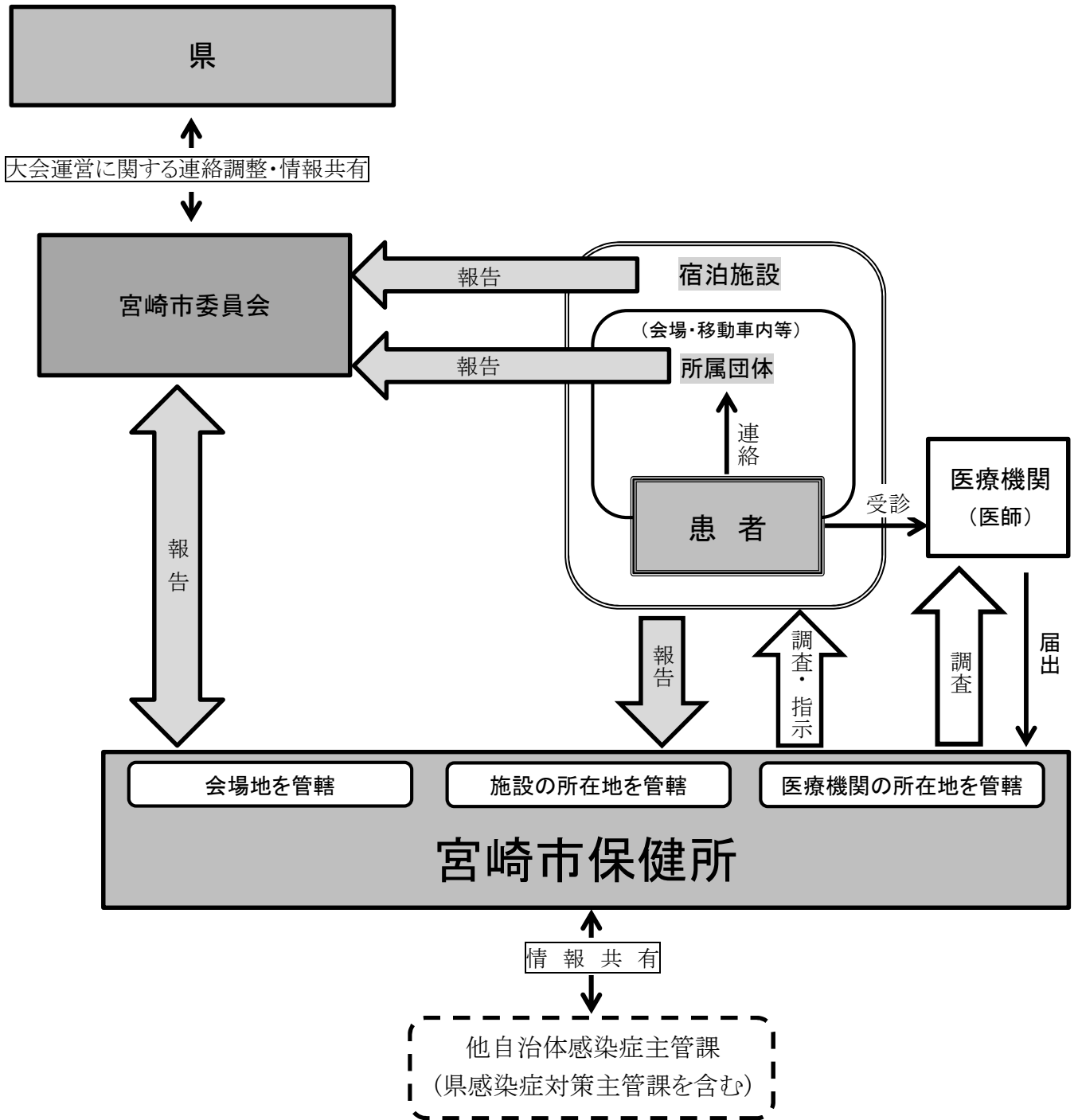
(2) この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は県と県感染症対策主管課及び保健所が協議の上、別に定めるものとする。

感染症(疑いを含む)発生時の緊急連絡体制(宮崎市を除く宮崎県)



- ◆患者が宿泊する宿泊施設又は患者が所属する団体の責任者は、感染症(疑いを含む)の発生を確認した場合は、速やかに医療機関を受診させるとともに、各会場地市町村に報告する。なお、医療機関から保健所へ発生届が提出される感染症については、保健所が行う調査に適切に対応すること。
- ◆会場地市町村は、発生届の届出対象外の感染症であっても、感染症患者(疑いを含む)が相当数(10人以上など)発生するなど、まん延の恐れがあると判断した場合は保健所及び県へ報告する。
- ◆会場地市町村は、上記報告のほか、県等を通して感染症に関する情報を得た場合は、直ちに管轄の保健所に報告する。

感染症(疑いを含む)発生時の緊急連絡体制(宮崎市)



- ◆患者が宿泊する宿泊施設又は患者が所属する団体の責任者は、感染症(疑いを含む)の発生を確認した場合は、速やかに医療機関を受診させるとともに、宮崎委員会に報告する。なお、医療機関から保健所へ発生届が提出される感染症については、保健所が行う調査に適切に対応すること。
- ◆宮崎委員会は、発生届の届出対象外の感染症であっても、感染症患者(疑いを含む)が相当数(10人以上など)発生するなど、まん延の恐れがあると判断した場合は保健所及び県へ報告する。
- ◆宮崎委員会は、上記報告のほか、県等を通して感染症に関する情報を得た場合は、直ちに管轄の保健所に報告する。

感染症(疑いを含む)発生時の連絡先一覧

保健所	所在地	連絡先 (感染症担当課)	管轄地域
中央保健所	〒880-0032 宮崎市霧島 1-1-2	TEL:0985-28-2111 FAX:0985-23-9613	東諸県郡
日南保健所	〒889-2536 日南市吾田西 1-5-10	TEL:0987-23-3141 FAX:0987-23-3014	日南市、串間市
都城保健所	〒885-0012 都城市上川東 3-14-3	TEL:0986-23-4504 FAX:0986-23-0551	都城市、北諸県郡
小林保健所	〒886-0003 小林市堤 3020-13	TEL:0984-23-3118 FAX:0984-23-3119	小林市、えびの市、 西諸県郡
高鍋保健所	〒884-0004 児湯郡高鍋町大字蚊口浦 5120-1	TEL:0983-22-1330 FAX:0983-23-5139	西都市、児湯郡
日向保健所	〒883-0041 日向市北町 2-16	TEL:0982-52-5101 FAX:0982-52-5104	日向市、東臼杵郡
延岡保健所	〒882-0803 延岡市大貫町 1-2840	TEL:0982-33-5373 FAX:0982-33-5375	延岡市
高千穂保健所	〒882-1101 西臼杵郡高千穂町大字三田 井 1086-1	TEL:0982-72-2168 FAX:0982-72-4786	西臼杵郡
宮崎市保健所 (宮崎市健康支援課)	〒880-0879 宮崎市宮崎駅東 1-6-2	TEL:0985-29-5286 FAX:0985-29-5208	宮崎市

◆県担当課及び実行委員会

担当部署	所在地	連絡先
宮崎県福祉保健部 薬務感染症対策課	〒880-8501 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号	TEL:0985-44-2620 FAX:0985-26-7336
宮崎県宮崎国スポ・障スポ局 施設調整課 (県事務局・衛生担当)	〒880-8501 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号	TEL:0985-26-7936 FAX:0985-24-1723